

千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、この要綱に基づき、事業所の職員や利用者において新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくため、緊急時の職員確保に係る費用や職場環境の復旧・環境整備等に要する費用について、保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設を設置する法人その他の団体の代表者又は個人（以下「保育所等設置者」という。）、放課後児童クラブ、病児・病後児保育施設、地域子育て支援拠点施設、子育て援助活動支援施設、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム及びファミリーホームの運営事業者（以下「運営事業者」という。）に対して、その費用の全額又は一部を補助し、児童福祉施設等の継続的な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉施設等 第2号から第14号までに掲げる施設をいう。
- (2) 保育所 国及び地方公共団体以外の者が運営する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第3条第1項の規定による認定を受けた認定こども園(但し、幼稚園を除く。)であって、千葉市内に所在する施設をいう。
- (4) 地域型保育事業所 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (5) 認可外保育施設 法第59条第1項に規定する施設のうち、法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を行う施設を除く千葉市内に所在する施設をいう。
- (6) 放課後児童クラブ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業であって、千葉市内に所在する施設をいう。
- (7) 病児・病後児保育施設 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、千葉市内に所在する施設をいう。

- (8) 地域子育て支援拠点施設 法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業であって、千葉市内に所在する施設をいう。
- (9) 子育て援助活動支援施設 法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業であって、千葉市内に所在する施設をいう。
- (10) 児童養護施設 法第41条に規定する施設であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (11) 母子生活支援施設 法第38条に規定する施設であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (12) 乳児院 法第37条に規定する施設であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (13) 自立援助ホーム 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業の用に供する施設であって千葉市内に所在する施設をいう。
- (14) ファミリーホーム 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業の用に供する施設であって千葉市内に所在する施設をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、保育所等設置者及び運営事業者において、緊急的に職員の確保を実施する事業
- (2) 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくため、職場環境の復旧・環境整備等を実施する事業

2 前項第1号に定める補助金の交付の対象は、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に代替職員の確保に必要な経費や、やむを得ず事業者の負担において職員がPCR検査等を実施した場合に要した経費とし、当該年度内に事業完了されることを前提としたものに限る。

3 第1項第2号に定める補助金の交付の対象は、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に保育所等設置者及び運営事業者の職員が、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために消毒・清掃等を行った場合の賃金や感染拡大を防止する観点から必要と考えられる経費、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当とし、保育所等設置者及び運営事業者の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員等を雇上した場合の賃金として、社会通念上、適当と認められる水準のものに限る。

(対象経費及び補助額等)

第5条 補助対象事業の対象経費及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象事業者)

第6条 補助金の交付の対象となる事業者は、保育所等設置者及び運営事業者とする。

(交付申請)

第7条 補助対象事業者が、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 経費一覧表
- (3) 手当等の支払い（予定）が分かるもの

（交付決定）

第8条 市長は、前条における書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認められる場合には、予算の範囲内で交付を決定し、千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知することとする。

2 市長は、前条に掲げる書類を審査し、適当と認められない場合には、千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知することとする。

（変更申請）

第9条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第7条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）により、変更申請を行わなければならない。

（変更決定）

第10条 市長は、前条の変更申請を受けた場合には、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知することとする。

2 市長は前条の変更申請が不相当と認めたときは、千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者へ通知することとする。

（事業の中止、廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

2 前項の協議が整ったときは、千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金廃止（中止）承認申請書（様式第7号）を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった時には、千葉県感染症等緊急包括支援事業補助金廃止（中止）承認通知書（様式第8号）により、申請者へ通知することとする。

（事故報告）

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して適切

な指示をしなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、市長が別途通知する日までに、千葉市感染症等緊急包括支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げるすべての書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 経費一覧
- (2) 物資購入の契約を証する書類
- (3) 物資購入に要した金額を証する書類
- (4) 手当等の支払いが分かるもの

(交付確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に対し、千葉市感染症等緊急包括支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により、通知することとする。

(補助金交付の請求)

第16条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに千葉市感染症等緊急包括支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出することとする。

(決定の取消)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉市感染症等緊急包括支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知することとする。

(補助金の返還)

第18条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は千葉市感染症等緊急包括支援

事業補助金返還命令書（様式第13号）による。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助事業者は補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかななければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（書類等の保管）

第20条 補助事業者は補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかななければならない。

（補則）

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定めるところによる。

ただし、放課後児童クラブのうち教育委員会が所管する施設については、教育長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補助基本額	補助率	補助額
<p>感染症対策のため緊急的に職員の確保を実施する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替職員の確保に必要な経費 (緊急雇用に係る経費、既存職員配置に伴う割増賃金、手当、法定福利費の事業者増分を含む) ・職員が事業所の負担でやむを得ず PCR 検査等を受ける際に要した経費 <p>業務を継続的に実施していくため、職場環境の復旧・環境整備等を実施する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等の職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の賃金 ・児童福祉施設等の職員が通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当等の賃金 ・感染症対策のために必要となった非常勤職員を雇上した場合の賃金 ・その他、感染拡大を防止する観点から必要と考えられる経費等 	<p>予算で定める額</p>	<p>10/10</p>	<p>補助対象経費と補助基本額を比較しいずれか低い方の額</p>

※補助基本額は、放課後児童健全育成事業は1支援の単位あたり、その他事業は1か所あたり

※市が事業所に、補助対象経費に該当する物品を配布する場合は、その購入に要した費用を補助基本額から除くものとする。

※事業所は感染症対策計画の策定や職員の健康管理等、日頃から感染拡大防止に努めること。